

パートナーシップ宣誓制度の3市連携が11月からスタート —白岡市・蓮田市・幸手市が協定を締結—

白岡市・蓮田市・幸手市では、パートナーシップ宣誓者が、3市の間で転入、転出をする場合に生じる手続き等の負担を軽減するため、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結し、**11月1日(水)**から、連携を開始します。

白岡市では、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、今年1月1日から「白岡市パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度の影響を受けるものではないため、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。しかし、性的少数者の方々の困難や生きづらさの軽減や、自分らしく活躍することができる、ひとつのきっかけになることを期待し、開始しました。

今回の3市の連携により、パートナーシップ宣誓制度利用者は、転入先で再度宣誓する必要がなくなるとともに、転入先でも安心して制度の利用ができるメリットがあります。



【取材に関するお問い合わせ】

白岡市 経営企画部 企画政策課 広聴広報魅力発信担当
電話 0480(92)1111 内線347 メールアドレス kikaku@city.shiraoka.lg.jp

【パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ】

白岡市 生活経済部 地域振興課 人権担当
電話 0480(92)1111 内線385 メールアドレス chiiki@city.shiraoka.lg.jp

蓮田市 総務部 庶務課 人権担当
電話 048-768-3111 内線296 メールアドレス shomu@city.hasuda.lg.jp

幸手市 総務部 人権推進課 男女共同参画担当
電話 0480-43-1111 内線162 メールアドレス jinken@city.satte.lg.jp